

電子契約・電子保証の手引き

【電子契約の手順】

- 1 市役所ホームページから『契約方法連絡票』をダウンロードして、必要事項を入力してください。電子契約を希望される場合は、「電子契約利用承諾書」に記載が必要となります。
契約方法連絡票：
<https://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/nyusatsu/documents/keiyakuhouhourenraku.docx>
- 2 入力した電子ファイルを、財政課宛 keiyaku@city.tajimi.lg.jp に送信してください。
契約方法連絡票は PDF ファイルに変換していただく必要はありません。
- 3 リサイクル法第 13 条に該当する案件を落札された場合は、リサイクル法第 13 条に係る説明書（別紙 1）と分別解体等の方法（別紙 2）をダウンロードして、「電子契約利用承諾書」と合わせて、財政課宛に送信してください。
説明書（別紙 1）：<https://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/nyusatsu/documents/bessi1.rtf>
分別解体等の方法（別紙 2）：<https://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/nyusatsu/documents/bessi2.rtf>
財政課から担当課に転送し、確認の上、別紙 2 を契約書と共に電子契約システム（クラウドサイン）にアップロードします。
落札された日のうちに準備できない場合は、その旨をメールに記載して、後日送信してください。
市側が最終承認する際に、電子契約システムにアップロードします。
- 4 当面の間は、落札の翌日（平日）に利用承諾書を受領した旨の電子メールを送ります。
電子メールには、パソコン画面を示した説明書を添付しますので、参考にしてください。
- 5 財政課が、契約書に必要な項目の設定・入力をして、電子契約システムにアップロードします。
契約書には、契約額・契約保証金の額・受注者名・契約日をあらかじめ入力いたします。
※契約日は、落札された日の翌週水曜日（当日が祝日の場合は翌木曜日）
※契約保証金の額は、契約額の 10 分の 1（契約額が 500 万円以上の工事案件のみ）
- 6 電子契約システムに契約書がアップロードされると、電子メールが届きますので、電子メールの内容に従い、受注者として契約書を承認してください。
ここで、受注者の「所在地」「会社名または屋号」「代表者の職氏名」を入力していただきます。
- 7 市は、契約日に記載してある日付に、契約書を最終承認します。
これにより、電子契約システム上で契約が締結されます。
※多治見市では、電子ファイルに埋め込まれるタイムスタンプの日付（市の最終承認日時）と、契約書に記載された日付が必ず一致するようにしています。
- 8 契約が締結されると、電子契約システムから電子メールが届きますので、メールの内容に従って契約書を電子ファイルで入手し、保管してください。
電子契約においては、ダウンロードしていただく電子ファイルが契約書原本という取り扱いになります。

【電子保証について】

契約保証金について、東日本建設業保証㈱に保証申し込みをする場合には、電子保証での保証契約を結ぶことができます。この場合、書面の保証証書は発行されず、「保証契約番号と認証キー」を示した電子ファイルが発行されます。この電子ファイルを「認証キー」と呼称します。

契約保証を電子保証とした場合には、この認証キーを電子メールに添付して、財政課に送付してください。

契約保証と前払金保証がある場合は、合わせて財政課にお送りください。（財政課から担当課に転送します。）

市が最終承認する際に、契約保証の確認が必要となりますので、電子保証の認証キーが得られましたら、早めに財政課までお送りください。

【契約保証金の確認について】

契約締結時には、契約保証金の納付（又は保証契約）を確認いたします。

電子契約で、現金納付や金融機関での保証契約、履行ボンドを選択された場合は、契約日までに領収書または保証証書を財政課までお持ちください。

【契約保証について、よくある質問】

Q 契約保証を申し込むために工事請負契約書が必要となるが、いつ入手できるか？

A 落札翌日に契約書をアップロードしますので、電子契約システムからダウンロードしてください。

Q 電子契約を結ぶ場合、電子保証でないと契約できないか？

A 電子契約と電子保証は、必ずしもセットとなるものではありません。「契約は電子で、保証は証書を提出」といったケースもあります。

Q 保証契約した際に、「契約保証の認証キーは財政課に、前払金保証の認証キーは担当課に送る」ように指示されたが、これでよいか？

A 間違っていないですが、多治見市においては、どちらも財政課宛にお送りいただいて結構です。財政課から、担当課に転送します。

Q 認証キーに記載されている内容を、メール本文に打ち込んでメールすればよいか？

A 認証キーは必ず担当課に転送しますので、発行された PDF ファイルをメールに添付してお送りください。

電子契約・電子保証についてのお問い合わせは、財政課でお受けします。

多治見市役所 財政課 契約・収納指導グループ
ダイヤルイン 0572-22-1434